

兵庫県公報

令和5年6月20日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（税務課）	1
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（都市計画課）	2
○ 警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（警察本部会計課）	3
○ 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	3

公布された法令のあらまし

◎離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正により、地方税の課税免除に伴う減収補填措置の適用要件が見直されたことを踏まえ、事業税の課税免除に係る規定等について所要の整備を行うこととした。

◎知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第27号）

租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正により、個人が優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置及び法人が土地の譲渡等をした場合の特別税率の適用除外措置について、特定の民間再開発事業の用に供するための土地等の譲渡がこれらの措置の対象から除外されたことに伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例
- 2 使用料及び手数料徴収条例

◎警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第28号）

道路交通法の一部改正により、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度が創設されることに伴い、同法に関する警察手数料について所要の整備を行うこととした。

◎警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）

勤務の特殊性及び国の同種の手当の支給状況を考慮し、警察職員が、クロスボウを使用し、又は使用するおそれのある暴力団抗争事件、人質誘拐事件その他凶悪事件において防弾装備を着装して行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の作業に従事したときに特殊勤務手当を支給し、並びに遠隔地水上警戒業務に従事したときに支給する特殊勤務手当の額を改めることとし、所要の整備を行うこととした。

条 例

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和5年6月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第26号

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成5年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「離島振興対策実施地域」という。)」を削る。

第2条第1項中「離島振興対策実施地域内において」を「法第4条第4項第1号の区域（以下「産業振興促

進区域」という。) 内において同条第1項に規定する離島振興計画に振興すべき業種として定められた」に、「を構成する減価償却資産のうちを」を「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区(以下「過疎地区」という。)内において営む当該製造の事業等の用に供する設備を除く。)のうち」に改める。

第3条第1項中「知事は、」の右に「産業振興促進区域内において」を、「個人」の右に「(過疎地区内において畜産業又は水産業を行う個人を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第3条第1項の規定は、令和5年以後の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税について適用し、令和4年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第27号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

本則の表30の部(2)の項オを削り、同項カ中「政令」を「租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下この部において「政令」という。)」に改め、同項カを同項オとし、同項キを同項カとし、同項クを削る。

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第2条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第4の37の部中(5)の款を削り、(6)の款を(5)の款とし、(7)の款を(6)の款とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第145号)第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第20条の2第14項に規定する要件に該当する事業であることについての認定に関する事務については、第1条の規定による改正後の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表30の部(2)の項の規定にかかわらず、同条の規定による改正前の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表30の部(2)の項市町の欄に掲げる市が処理することとする。
- 3 前項に規定する認定に関する手数料については、第2条の規定による改正後の使用料及び手数料徴収条例別表第4の37の部の規定にかかわらず、なお従前の例による。



警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第28号

警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表7の部(12)の款中「第108条の2第1項第15号」の右に「又は第16号」を加える。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。



警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第29号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の2中「銃砲」を「銃砲等（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第3条第1項に規定する銃砲等をいう。）」に改め、同項第1号の4中「1,100円」の右に「（特に困難で心身に著しい負担を与える業務に従事した場合においては、550円を1,100円に加算した額）」を加え、同項第14号中「当該作業に従事した日1日につき」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。